

土浦市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和3年7月9日付け土浦市監査委員告示第3号で公表した令和3年度財政援助団体等に対する監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和4年6月28日

土浦市監査委員 藤 田 雪 絵

土浦市監査委員 内 田 卓 男





土高発第 472号
令和4年 6月 7日

土浦市監査委員 藤田 雪絵 殿
土浦市監査委員 内田 卓男 殿

土浦市長 安藤 真理子
(担当課：高齢福祉課)



令和3年度実施の財政援助団体監査の結果に基づく措置状況について (通知)

財政援助団体監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査の結果 (指摘事項)	<p>(1) 事業運営状況報告書 シルバー人材センターが毎月市に提出している事業運営状況報告書は、土浦市シルバー人材センター事業補助金交付要項にその様式が定められているが、実際に報告されている様式と異なっており、同要項を改正されたい。</p> <p>(2) 補助金の額の適正性 土浦市シルバー人材センター事業補助金交付要項では、シルバー人材センターの運営費を補助対象経費としているが、補助対象経費に対する補助率や交付する補助金の算出式等を定めていないので、市が補助対象事業にどれだけの財政的支援をしようとしているか分からず、補助の目的を達成するために必要な額が過不足なく交付されているのか判断できないため、改めて補助の目的や対象を精査し、補助金の額の算出根拠を明確にする等必要な見直しをされたい。</p>
講じた措置の内容	<p>令和4年4月1日付で土浦市シルバー人材センター事業補助金交付要項を改正しました。改正内容は次のとおりです。</p> <p>(1) 事業運営状況報告書 実際に報告されている様式に改正しました。</p> <p>(2) 補助金の額の適正性 シルバー人材センターは、高齢者の就業を支援することにより高齢者の生きがいの充実や地域社会の活性化を図り、高齢福祉を推進することを目的としています。事業費は、国と市の補助金及び事業収入で賄われることから、市の補助金の補助対象経費は人件費の2分の1以内の額としました。</p>

